

札幌市豊平館修理整備等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 札幌市豊平館の修理整備を行うにあたり、計画的な保存修理及び集客交流資源としての整備について専門的な立場からの意見を聴くため、札幌市豊平館修理整備等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について、出席者が意見交換を行うものとする。

- (1) 豊平館耐震改修、保存修理及び活用整備事業の工事方法等に係る事項
- (2) 豊平館の活用に係る事項
- (3) その他、豊平館の保存・活用事業に必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者等の中から観光文化局長が協力を依頼し構成するものとする。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、委員が協力依頼を受けた日から平成28年3月31日までとする。

(座長等)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置くものとする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、観光文化局長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光文化局文化部文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、観光文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。